

小樽市新総合体育館整備事業

要求水準書（案）

令和 6 年 9 月

小樽市

目 次

第 1 章 総則	1
第 1 節 本書の位置付け	1
第 2 節 本事業の目的	1
第 3 節 本施設の整備方針	2
1. 基本理念	2
2. 基本方針	2
第 4 節 本事業の概要	3
1. 事業の対象となる施設	3
2. 事業方式	4
3. 事業の対象範囲	4
4. 提案施設	5
5. 事業者の収入等	5
6. モニタリングの実施	6
7. 事業スケジュール（予定）	6
第 5 節 用語の定義	7
第 6 節 遵守すべき法制度等	7
第 7 節 諸条件	9
1. 立地条件	9
2. 敷地条件	10
3. 解体・撤去対象施設の概要	10
4. 要求水準の変更	10
第 2 章 設計業務	12
第 1 節 設計業務における基本的な考え方	12
1. 意匠計画の考え方	12
2. 周辺環境・地球環境への配慮	14
3. 防災安全計画の考え方	15
4. 構造計画の考え方	17
5. 設備計画の考え方	18
6. 周辺インフラとの接続	26

第2節 設計業務対象施設に係る要件	27
1. 本施設.....	27
第3節 設計業務遂行に係る要求内容	46
1. 業務の対象範囲	46
2. 業務期間	47
3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	47
4. 設計業務完了届の提出	47
5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出	48
6. 設計業務に係る留意事項.....	49
7. 設計意図伝達業務	49
8. 補助金・交付金申請補助.....	49
9. プール公認申請	49
 第3章 建設・工事監理業務	51
第1節 業務の対象範囲.....	51
第2節 業務期間.....	51
1. 業務期間	51
2. 業務期間の変更	51
第3節 業務の内容	51
1. 基本的な考え方	51
2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目	51
3. 着工前業務	52
4. 建設期間中業務	53
5. 完成時業務	56

添付資料

- 資料 1 用語の定義
- 資料 2 事業予定地位置図
- 資料 3 小樽公園周辺地質調査資料
- 資料 4 事業予定地インフラ現況図
- 資料 5 必要諸室リスト（参考）
- 資料 6 本施設コートレイアウト（参考）
- 資料 7 電気・機械要求性能表

資料 8 本市が別途調達予定の備品等リスト（参考）

資料 9 建設業務に含む備品リスト（参考）

資料 10 小樽市建築工事現場管理要領

資料 11 小樽市建設工事等検査実施要領

資料 12 桜の木植樹配置図

資料 13 石碑の位置図

閲覧資料

閲覧資料 1 既存施設図面

閲覧資料 2 既存施設アスベスト調査報告書

閲覧資料 3 事業予定地現況測量図

第1章 総則

第1節 本書の位置付け

小樽市新総合体育館整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、小樽市（以下「本市」という。）が小樽市新総合体育館整備事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求する施設の設計、建設、工事監理業務に関するサービス水準を示すもので、「設計業務要求水準」、「建設・工事監理業務要求水準」から構成されている。なお、事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力等を最大限に生かすため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すに留め、本事業の目標を達成する具体的な方法・手段等は、事業者の発想に委ねることとする。

第2節 本事業の目的

本市においてスポーツ活動の中心的役割を果たす小樽市総合体育館は、日々、多くの市民が利用する施設であるとともに、災害時には多くの人員を収容する指定避難所であるにもかかわらず、耐震性能が旧基準のままであり、バリアフリー化も不十分である。また、旧室内水泳プールが平成19（2007）年6月に廃止されて以来、市内中心部に室内水泳プールが無い状態が続いている。

こうした中、小樽市教育委員会では、令和4年（2022）年2月に「小樽市総合体育館長寿命化計画」を策定、同計画では、現総合体育館は、旧緑小学校跡地においてプール室を併設して再整備を行うこととし、整備に向けた基本的な考え方を示した。

令和4年8月には、学識経験者やスポーツ関係団体、市民公募委員などから構成される「小樽市新総合体育館整備検討委員会」を設置し、整備に向けた検討を本格的に開始し、新総合体育館整備の基本理念・基本方針のほか、アリーナやプール室の規模・機能、管理・運営の基本的な考え方などを定め、令和5（2023）年2月に「小樽市新総合体育館基本構想（以下「基本構想」という。）」、令和6（2024）年2月に「小樽市新総合体育館基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定した。本事業は、基本構想及び基本計画を踏まえて実施するものである。

本事業は、このような背景を踏まえ、本施設等を整備するため、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う設計施工一括発注方式（DB Design Build）により実施することで、本市の求める要望等に最も適した提案を採用し、より効果的かつ効率的に質の高い公共サービスの提供を図ることを目的とする。

第3節 本施設の整備方針

1. 基本理念

「上位・関連計画等」、「新総合体育館整備における課題」や「市民・スポーツ関係団体等アンケート調査」を踏まえ、以下のとおり基本理念を定めている。

『誰もが集い 未来へ続く 健康拠点』

『誰もが集い』

まちのにぎわいを創出し、交流を育むとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが安全・安心に利用できる施設への思いが込められている。

『未来へ続く』

本市の将来を見据えた、環境にやさしい施設への思いが込められている。

『健康拠点』

日常的な運動の場として気軽に利用でき、市民の体力向上、健康寿命延伸に寄与する施設への思いが込められている。

2. 基本方針

(1) 市民のスポーツ活動を推進し、健康寿命延伸に寄与する体育館

- ・現在開催されている各種競技の大会に対応した機能
- ・冷房設備の導入など、快適な競技環境
- ・ランニングコースの設置など、一人でも気軽にスポーツができる機能
- ・プール室を併設し、スポーツ施設の集約化による利便性の向上

(2) 気軽に市民が集い、多世代の交流を生み出す体育館

- ・親子でも安心して利用できる機能
- ・子どもが運動に親しみ、楽しく体を動かすことができる機能
- ・子どもからお年寄りまで、多世代が交流できる市民交流機能
- ・各種イベントの開催機能

(3) 防災機能を備えた、安全・安心な体育館

- ・災害時にも機能を維持することができる耐震性の確保
- ・非常用電源や災害備蓄庫など、災害時の避難所機能
- ・誰もが安全・安心に利用できるユニバーサルデザイン

(4) 環境に配慮し、将来を見据えた、持続可能な体育館

- ・省エネルギー化及び再生可能エネルギーの活用
- ・人口推計や現在の稼働率を踏まえた、効率的かつ適正な規模と運営

第4節 本事業の概要

1. 事業の対象となる施設

(1) 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下のア及びイに掲げるものとする（以下、総称して「本施設等」という。）。なお、アは新設、イは解体・撤去する。

ア 小樽市新総合体育館、屋外施設（以下「本施設」という。）

イ 小樽市総合体育館（以下「既存体育館」という。）

(2) 整備対象施設

本施設は、下表に示す諸室で構成される。

表 1-1 整備対象施設

施設		諸室等
本施設	体育館	メインアリーナ
		競技場、ランニングコース、観覧席、放送室、器具庫
		サブアリーナ
		競技場、器具庫
		多目的室
		多目的室、倉庫
		格技室
		格技室、倉庫
		キッズスペース
		キッズルーム、幼児用トイレ
本施設	プール室	トレーニング室
		トレーニング室、倉庫
		会議室（託児室）
		会議室（託児室）、倉庫
		更衣室
		男子更衣室、女子更衣室、多目的更衣室
		授乳室
		トイレ
		男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレ、オールジェンダートイレ
		プール
共用部		水泳用プール、児童プール
		採暖室
		監視・救護室
		更衣室
		男子更衣室、女子更衣室、多目的更衣室
		トイレ
共用部		男子トイレ、女子トイレ、バリアフリートイレ
		倉庫
		機械室
共用部		観覧スペース
		プール専用廊下
		廊下
共用部		事務受付
		事務受付、職員更衣室、給湯室
		エントランスホール
共用部		市民交流スペース

	ホワイエ	
	電気室・機械室・発電 機室・受水槽室	
	災害備蓄庫	
	提案施設 ※実施を義務付けるものではない	上記の整備対象施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られる施設 (例) 飲食施設、売店施設、物販施設等
屋外施設	駐車場	駐車場(車いす用、大型車用)、関係者駐車場
	外構等	車寄せ、駐輪場、屋外デッキ、植栽、サイン、仮設駐車場、その他

(3) 解体・撤去対象施設

- ア 既存体育館
- イ 本施設等の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備

2. 事業方式

本事業は、本市が事業者と締結する設計建設工事請負契約に従い、事業者が、本施設に係る設計・建設等の業務を一括で行う方式(DB Design Build)により実施する。

3. 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、次のとおりとする。

(1) 設計業務

- ア 事前調査業務(必要に応じて、現況測量、地盤調査等)
- イ 設計業務
- ウ 電波障害調査業務
- エ 本事業に伴う各種申請等の業務
- オ 補助金・交付金申請補助業務
- カ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(2) 建設・工事監理業務

- ア 建設業務
- イ 既存体育館、本施設等の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備の解体・撤去業務
- ウ 建設業務に含む什器・備品等の調達及び設置業務
- エ 工事監理業務
- オ 近隣対応・対策業務

- カ 電波障害対策業務
- キ その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

4. 提案施設

事業者は、本事業の目的に即し、本施設と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られ、その役割を充足する機能等を有する施設を「提案施設」として、本事業の予定価格の範囲内で本施設内に提案し、その整備を行うことができる。（例：飲食施設、売店施設、物販施設等の市民の利便性向上に資する施設や、平常時及び災害時の快適性・機能性向上に資する施設として、コインランドリーの設置等）当該提案施設の整備に係る費用負担は、すべて本市とする。

この提案施設は、事業者の提案があれば可能とするもので、実施を義務づけるものではないが、事業者の実績や経験を踏まえ、本事業の特徴をさらに活かす提案を期待する。なお、事業予定地の法的規制条件や本事業の目的との整合性、公共施設としての本市の関連施策との整合性、運営及び維持管理の実現性の観点から実施の可否及び実施可能な範囲について制約がある場合があるため、提案施設について提案を予定する事業者は、事前に（提案書の提出前に）提案内容について本市関係課等と協議を行うものとする。

5. 事業者の収入等

(1) 本市からのサービス対価

本市からのサービス対価は、次のとおりとする。

ア 設計・建設・工事監理業務の対価

本市は、本施設の設計業務、建設・工事監理業務に係るサービス対価について、設計建設工事請負契約書に定めるところにより事業者に対して支払う。なお、設計業務に係るサービス対価は設計業務完了後の請求に応じて、建設・工事監理業務に係るサービス対価は年度ごとの出来高に応じて支払う。

6. モニタリングの実施

(1) 共通

- ア 事業者は、実施する全ての業務の水準を維持し、改善するよう、各業務のセルフモニタリングを徹底するとともに、その結果を踏まえ、業務全体のセルフモニタリングを実施すること。
- イ 要求水準書に規定する内容、事業者による提案及び本市が実施するモニタリングとの連携に十分配慮して、セルフモニタリングの項目、方法等を提案すること。また、実際に提供するサービスが要求水準書に示された水準を達成しているか否かを確認するための基準を設定すること。なお、すべての基準は、合致しているか否かで判断できるよう設定すること。
- ウ セルフモニタリングの内容については、本市と協議の上設定するものとする。

(2) 設計・建設・工事監理業務段階

- ア 事業者は、設計、建設・工事監理業務段階において、基本設計完了時、実施設計完了時、竣工引渡し時においてセルフモニタリングを実施し、本市にモニタリング報告書を提出すること。モニタリング報告書には、以下の内容を記載すること。
- ・ モニタリングの実施状況
 - ・ モニタリングを行った結果発見した不具合、改善点等
 - ・ 要求水準未達が発生した場合、その内容、時期、影響、対応状況等
 - ・ 要求水準未達が発生した場合の改善方策
- イ 本市は、工事が設計図書に従って建設されていることを確認するため、事業者の行う工事施工及び工事監理の状況について、工事中隨時、本市の監督職員による確認及び小樽市事務分掌規則（昭和 48 年規則第 61 号）第 2 条（別表第 2）に規定する工事検査担当による確認を行い、必要な指導及び助言を行う。

7. 事業スケジュール（予定）

設計建設工事請負契約日	令和 7 年 12 月頃
事業期間	契約締結日～令和 12 年 3 月末日
設計・第 1 期建設期間 (本施設の建設、仮設駐車場の整備等)	契約締結日～令和 11 年 2 月末日
引渡し日（第 1 期）	令和 11 年 2 月末日まで
開業準備期間	令和 11 年 3 月 1 日～令和 11 年 3 月末日
運営開始日	令和 11 年 4 月 1 日
第 2 期建設期間 (既存体育館の解体・撤去等)	運営開始日～令和 12 年 3 月末日
引渡し日（第 2 期）	令和 12 年 3 月末日まで

第5節 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、「資料1 用語の定義」において示すとおりとする。

第6節 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱・基準（最新版）についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 都市計画法、都市公園法
- ② 建築基準法、建築士法、建設業法
- ③ 駐車場法
- ④ 道路法、道路交通法
- ⑤ 水道法、下水道法
- ⑥ 河川法
- ⑦ ガス事業法、高圧ガス保安法、電気事業法
- ⑧ エネルギーの使用の合理化に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- ⑨ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
- ⑩ 建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用に関する法律
- ⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑫ 消防法、警備業法
- ⑬ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑭ 水質汚濁防止法、土壤汚染対策法、大気汚染防止法
- ⑮ 騒音規制法、振動規制法
- ⑯ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑰ 障害者基本法、障害者差別解消法
- ⑱ 労働安全衛生法
- ⑲ 景観法、屋外広告物法
- ⑳ 興行場法
- ㉑ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- ㉒ 文化財保護法
- ㉓ 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- ㉔ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- ㉕ 条例・規則

- i) 小樽市建築基準法施行条例、建築基準法施行細則
- ii) 小樽市屋外広告物条例
- iii) 北海道福祉のまちづくり条例
- iv) 小樽市都市公園条例及び施行規則
- v) 小樽市都市公園における移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例
- vi) 小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例
- vii) 小樽市環境基本条例
- viii) 小樽市公害防止条例
- ix) 小樽市水道事業給水条例
- x) 小樽市下水道条例
- xi) 小樽市準用河川管理条例
- xii) 小樽市廃棄物の減量及び処理に関する条例
- xiii) 小樽市個人情報保護法施行条例
- xiv) 小樽市情報公開・個人情報保護審査会条例
- xv) 小樽市火災予防条例
- xvi) 石綿障害予防規則
- xvii) その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）
- ② 建築物解体工事共通仕様書
- ③ 官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ④ 建築構造設計基準及び同基準の資料
- ⑤ 建築設計基準及び同解説、建築設備設計基準
- ⑥ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説、建築設備耐震設計・施工指針
- ⑦ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針
- ⑧ 建築工事安全施工技術指針
- ⑨ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑩ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑪ 空気調和・衛生工学便覧
- ⑫ 公共建築工事積算基準、公共建築工事標準単価積算基準、公共建築工事共通費積算基準、公共建築工事数量積算基準、公共建築設備数量積算基準
- ⑬ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ⑭ 官庁施設の環境保全に関する基準、官庁施設の防犯に関する基準
- ⑮ 構内舗装・排水設計基準

- ⑯ ガラスを用いた開口部の安全設計指針
- ⑰ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑱ 敷地調査共通仕様書
- ⑲ 遊泳用プールの衛生基準について
- ⑳ プールの安全標準指針
- ㉑ 水浴場水質判定基準
- ㉒ 北海道建設部営繕工事積算要領
- ㉓ 小樽市建築工事現場管理要領
- ㉔ 小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱
- ㉕ 小樽市開発指導要綱
- ㉖ 小樽市中高層建築物の建築に関する指導要綱
- ㉗ 小樽市週休 2 日設定工事要領
- ㉘ その他関連要綱及び基準

第7節 諸条件

1. 立地条件

本施設等が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

表 1-2 事業予定地の概要

所在地	小樽市花園 5 丁目 2 番 4 号（旧緑小学校跡地）
敷地面積	14,700 m ²
土地所有者	小樽市、国（財務省：北海道財務局）
区域区分	市街化区域
用途地域	第 1 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域
建蔽率・容積率	60%（都市公園法による建蔽率の上限 12%）、200%
防火地域	指定なし（建築基準法 22 条区域）
地区計画	指定なし
接続道路	市道初音橋線
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上水道：市道初音橋線に布設された Φ100mm 配水管より分岐した給水管 Φ100mm で給水されていたが、令和 2（2020）年に分岐直後の仕切弁で撤去処理 ・下水道：初音橋付近のマンホールに接続し、公共下水道へ配水しているが、令和 2 年（2020）に同マンホールで撤去処理
交通アクセス	JR 小樽駅から徒歩約 30 分、北海道中央バス「緑 2 丁目」下車徒歩約 5 分
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種中高層住居専用地域内に位置することから、新総合体育館の整備に当たっては、建築基準法第 48 条第 3 項ただし書きの規定による特例許可が必要 ・既存体育館西側が土砂災害警戒区域に指定されている ・事業予定地西側の敷地の一部は河川敷地（国有地）である

2. 敷地条件

- (1) 敷地の現況：「資料 2 事業予定地位置図」、「閲覧資料 3 事業予定地現況測量図」参照
- (2) 設備インフラ：「資料 4 事業予定地インフラ現況図」参照
- (3) 敷地の地質及び地盤：「資料 3 小樽公園周辺地質調査資料」参照

3. 解体・撤去対象施設の概要

解体・撤去対象施設は、既存体育館であり、概要は以下のとおりである。なお、事業予定地内にある既存工作物等（「資料 13 石碑の位置図」に示すものを除く）は、本施設等の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備としてすべて解体・撤去を行うこと。

表 1-3 既存体育館の概要

所 在 地	小樽市花園 5 丁目 2 番 2 号	
開 設	昭和 49 (1974) 年 8 月	
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 2 階 最高の高さ 17.45m	
面 積	延べ床面積 : 8,513.95 m ² 建築面積 : 5,385.374 m ²	
収 容 人 員	固定席 : 2,150 席 ロールバックスタンド : 200 席 移動席(パイプイス) : 4,000 席	
主 な 施 設	主競技場	アリーナ 2,425 m ² (63.33m×38.3m) バスケットボール・バレーボール 3 面、バドミントン 12 面
	第 1 体育室	160.2 m ² 剣道ほか
	第 2 体育室	164.5 m ² 柔道ほか
	第 3 体育室	370.3 m ² 卓球ほか
	第 4 体育室	620.36 m ² 体操、バスケットボール・バレーボール 1 面、バドミントン 4 面など ※昭和 61 (1986) 年に増築 体操用ピット有
	トレーニング室	128.0 m ²
その他の施設	ステージ、更衣室、トイレ、シャワー室、事務室、医務室、会議室、売店、エントランスホール、ステージ控室、放送室、機械室・電気室、空調機械室	

4. 要求水準の変更

(1) 要求水準の変更事由

本市は、下記の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

- ア 法令等の変更により業務が著しく変更されるとき
- イ 災害・事故等により、特別な業務内容が當時必要なとき、又は業務内容が著しく

変更されるとき

ウ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき

(2) 要求水準の変更手続き

本市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、設計建設工事請負契約書に基づく事業者に支払う対価を含め設計建設工事請負契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。

第2章 設計業務

第1節 設計業務における基本的な考え方

1. 意匠計画の考え方

(1) 全体配置

全体配置は、敷地全体のバランスや維持管理の方法及び安全性・セキュリティ対策等を考慮に入れ、以下の項目に留意して、死角の少ない計画とすること。

- a 全体配置は、利便性や市民へのサービスの向上に繋がるように機能的な配置、効率良い車両・歩行者動線の確保、施設内からの良好な眺望の確保等に配慮し設置すること。
- b 本施設と小樽公園運動場、本事業終了後、既存体育館跡地等に整備する駐車場等の連携が図りやすい配置とすること。本施設の建設中も既存体育館を含む小樽公園内の施設が可能な限り利用し続けられることに配慮した配置とすること。
- c 事業予定地内の高低差を考慮し、本施設へのアクセス及び事業予定地内の歩行者動線等を踏まえて最適な階層構成、造成等の計画を行うこと。なお、切土及び盛土工事を行う場合は、事業予定地内において可能な範囲で土量バランスを図ること。
- d 来訪者にとって本施設や小樽公園のにぎわいや活気が感じられるような施設配置とするほか、スムーズな動線計画及びサイン計画など、現代のニーズに対応した施設とすること。
- e 配置計画に当たっては、不審者の監視が容易で、かつ、できる限り死角をつくらない等、利用者の安心感・安全性の確保等に配慮した計画とすること。
- f 体育館へのメインアプローチは2階とし、仮設駐車場や既存体育館跡地に整備する駐車場のレベルからアクセス可能なエントランス及び庇等を設け、各諸室へのスムーズかつ分かりやすい動線計画とすること。エントランスホールの面積、廊下や階段の幅員等はイベント時の混雑に十分に配慮して設定すること。
- g メインアリーナ、サブアリーナ、プールは原則として1階に配置すること。
- h 利用者の一般車両や歩行者とイベント時の資器材搬入出等の業務車両との動線の交錯を可能な限り避け、安全性に配慮した計画とすること。また、大会・イベント時における選手送迎バス等のアクセス方法や動線に配慮すること。
- i 事業予定地西側の於古発川沿いの既存擁壁や東から南側の隣地との高低差を考慮し、安全性の高い計画とすること。
- j 冬季の積雪時等にも利用しやすく、安全な施設とすること。ドライエリアのような空間を計画する場合は、排水や積雪への対応を十分に行い、必要に応

じて積雪荷重等も考慮した設計とすること。

(2) 必要諸室・備品等

ア 必要諸室

必要な諸室は、「資料 5 必要諸室リスト（参考）」のとおりとし、面積については参考基準とする。なお、全体のバランスや共用部分の計画等については、事業者の創意工夫による提案を期待する。

イ 備品等

備品等は、「資料 8 本市が別途調達予定の備品等リスト（参考）」に基づき、本市が調達・配置することを予定しているが、提案に応じて必要と想定される備品リストを作成すること。

ただし、設置に際して工事を伴う備品等で、かつ施設と一体化するもの（「資料 9 建設業務に含む備品リスト（参考）」）の整備は、原則として、本事業に含めるものとする。

(3) 仕上計画

仕上計画は、周辺環境との調和を図るとともに、維持管理についても留意し、清掃しやすく、管理しやすい施設となるよう配慮すること。特に外装は、使用材料や断熱方法等を十分検討し、建物の長寿命化と維持管理・運営コスト削減に貢献するような工夫を図ること。

また、使用材料は健康等に十分配慮し、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、建設時における環境汚染防止に配慮すること。

ア 建物外部

- a 歩行者用通路は、降雨、降雪、凍結等による歩行者等の転倒を防止するため、濡れても滑りにくいものとすること。
- b 屋根及び地下の外壁面について、漏水を防ぐため十分な防水を講じること。
特に、排水しにくい平屋根部分、空調ダクト、供給管等の周囲とのジョイント部分、雨樋と付帯の排水管及び階間のシール部分等は、漏水を防止する措置を講じること。
- c 大雨や台風等による風水害に耐えうる構造とし、これらを原因とした屋根部の変形に伴う漏水及び腐食に十分注意すること。
- d 換気口及び換気ガラリについては、風、雨又は雪の吹き込みの防止措置を講じること。
- e 東側の半地下となる空間についても、採光や換気に可能な範囲で留意すると

ともに、二重壁や空調設備により湿気対策を十分に講じること。

- f 積雪寒冷地であることに十分留意し、凍結等による劣化や不具合が生じにくい仕上等を採用すること。また、屋根からの落雪や氷柱等の安全性に留意した形状とすること。

イ 建物内部（天井、床、内壁、壁及び窓等）

- a 汚れにくく、清掃が容易な仕上げとするよう配慮すること。
- b 壁の仕上げ材は、施設全体において劣化の少ない耐久性のある設えとすること。なお、消火器等については壁面に埋込むことを基本とし、突起物がなく操作に支障がないよう設置すること。
- c 天井は特定天井に該当しないように配慮すること。
- d 扉は、開閉時の衝突防止、突風対策措置を講じること。
- e 窓は、必要に応じて、網戸を設置すること。

(4) ユニバーサルデザイン

利用者等が本施設（外構・敷地へのすべてのアプローチを含む。）を不自由なく安心して利用できることはもとより、子どもから高齢者・障がい者等を含むすべての利用者等にとっても、安全・安心かつ快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

車いす利用者に配慮した各種スペースの整備、スロープの設置、視覚障がい者に配慮した点字ブロック・点字表示や音声案内、聴覚障がい者に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板などのサイン計画等、障がい者の施設利用にも十分配慮した計画とすること。

外構及び建物内には、統一性があり、空間と調和したサイン計画を行うこと。また、サインは、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものとすること。

2. 周辺環境・地球環境への配慮

(1) 地域性・景観性

地域及び事業予定地周辺の環境に配慮し、緑地の保全に努め、地域に親しまれる新たな景観を創出すること。本施設の外観は、開放感や親しみを感じさせるデザインとし、公園内の核となる施設として景観性を重視すること。

また、建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画とすること。特に、西側の住宅地に対してイベント時の騒音等が伝わりにくい配慮を行うこと。

(2) 環境保全・環境負荷低減

本施設は、地球温暖化防止の観点から、環境への負荷の少ない設備等の導入を検討するとともに、エネルギーの供給には、省エネルギー性、環境保全性、経済性に配慮したシステムを採用するほか、二酸化炭素の排出源やヒートアイランド現象抑制の観点から、環境負荷低減対策を図ること。また、コーチェネレーションシステム等により無駄なくエネルギーを再利用し、総合エネルギー効率を高めるシステムにすること。上記を含む各種の工夫により、ZEB Oriented 以上の性能を確保すること。

自然採光の利用、節水器具の採用、リサイクル資材の活用等、施設・設備機器等の省エネルギー化や廃棄物発生抑制等を図ることとし、事業者の創意工夫による具体的なアイデアを提案すること。ただし、西日対策等の競技環境を確保するための配慮を十分に行うこと。太陽光発電設備は30kW程度とし、設置方法は事業者の創意工夫ある提案を期待する。

また、省エネルギー化を図るため、断熱性について十分配慮した計画とすること。

(3) 外灯等による周辺環境に及ぼす影響への配慮

外灯等の設置に当たっては、周辺への光害（照度及びまぶしさ）が発生しないようランプの高さや方向に十分配慮すること。周辺施設から光源が見えないよう、必要に応じて植栽や遮光板の設置等を行うこと。

3. 防災安全計画の考え方

(1) 災害時等の施設安全性の確保

大会・イベント等の開催時には、多くの市民が来館することから、火災や地震等の発生を想定し、複数の避難ルートを確保するとともに、障がい者、子ども、高齢者等の要援護者にも十分配慮した動線とすること。合わせて、大雨の際の適切な排水、土砂災害対策、強風対策及び落雷対策等、想定される各種の災害に対する安全性に十分留意すること。

地震時における安全対策として、バスケットゴールや照明など高所にあるものについては落下防止措置を、建設業務に含む備品や設備機器類（非構造部材）等については転倒防止措置を講ずること。

多数の利用者が災害に対して安全に避難でき、かつ、施設を熟知していない利用者が円滑に避難できる計画とすること。

(2) 災害時の避難所機能等の充実

災害時において、本施設は災害規模や被害の状況に応じて、避難所・施設、支援物資集積所、ボランティアセンターまたは代替庁舎として運用されることに配慮すること。

表 2-1 災害規模の想定と新総合体育館の主な用途

	規模等	主な用途
パターン1	中規模又は原子力災害、武力攻撃事態等の場合 (ボランティアセンター開設の可能性が低い)	避難所・施設、又は ボランティアセンター
パターン2	大規模災害で市庁舎に損害がない場合	支援物資集積所、又は ボランティアセンター
パターン3	大規模災害で市庁舎の損害が大きい場合	代替庁舎、又は ボランティアセンター

表 2-2 各諸室の利用想定及び電源確保の有無

	諸室名	パターン1	パターン2	パターン3	災害時の 電源確保
1	メインアリーナ	避難所・施設	支援物資集積 所	代替庁舎	◎
2	ランニングコース・ 観覧席	避難所運営本部	ボランティア センター	代替庁舎	○
3	放送室	館内放送施設として活用			◎
4	サブアリーナ	避難所・施設、 又はボランティ アセンター	ボランティア センター	代替庁舎	◎
5	キッズスペース	避難所・施設	ボランティア センター	代替庁舎	◎
6	多目的室・格技室	避難所・施設、 又はボランティ アセンター	ボランティア センター	ボランティ アセンター	◎
7	会議室	避難所・施設	住民対策部	代替庁舎	◎
8	市民交流ホール	避難所・施設、 又はボランティ アセンター	ボランティア センター	代替庁舎	○
9	WC・更衣室	館内利用者の WC・更衣等に利用			◎
10	災害備蓄庫	災害備蓄品の搬出等			○
11	発電機室	非常用電源として利用 ※コージェネレーションシステムを導入した場合は、非常用電源は関係法令による最低限とする			(発電機能)

	諸室名	パターン1	パターン2	パターン3	災害時の電源確保
12	プール	非常用水源として利用（消火用水等）			—
13	プール観覧スペース・ プール専用廊下	ボランティアセンター			○

◎照明・コンセント使用

○照明のみ使用

(3) フェーズフリーの概念の導入

設計及び第1章第4節「4 提案施設」の検討に際しては、可能な限りフェーズフリーの概念を取り入れること。（例：災害時に入浴施設としての利用を想定した児童プールの設計や屋外での炊き出しに汎用できるベンチの設置等）

(4) 平時の施設安全性の確保

施設利用者の利用に際し、吹抜けや窓ガラス等からの落下の危険性が予想される箇所には、安全柵（落下防止策等）やネット等を設けて、安全性を確保すること。

観覧席の落下防止手摺は、競技等の見やすさと安全性に配慮して設置すること。

ガラス窓のある開口部、屋内の扉等については、強化ガラスの採用や飛散防止フィルムを張る等により、ガラスを割れにくくするとともに、割れた際の安全性に十分配慮すること。また、天井落下防止策を講じ、安全性を確保すること。

メインアリーナ、サブアリーナ及び多目的室等の床材は、ささくれの発生防止に十分配慮した仕様とすること。空調等の仕様や運転方法にも配慮が必要な場合は、合わせて配慮すること。

(5) 保安警備の充実

日中の不審者対策や夜間等における不法侵入を防止する等、施設の保安管理に留意した計画とし、施錠装置は全諸室に設けること。また、必要に応じて、防犯上、適切な照明設備を設置すること。

ロッカー等の施設利用者の貴重品・所持品保管場所は、盗難防止対策を十分に行うこと。同時に、施設利用者のプライバシーへも配慮すること。

4. 構造計画の考え方

本施設の構造計画は、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体「II類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「乙類」の耐震安全性を確保するとともに、建築基準法等の関係法令に準拠すること。

なお、提案にあたっては「資料 3 小樽公園周辺地質調査資料」をもとに適切な基礎等を提案すること。

5. 設備計画の考え方

設備計画は、「建築設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修、令和3年版）」に準拠し、次の項目を考慮した上で、電気設備、給排水衛生設備、空気調和・換気設備の計画を行うこと。

なお、「資料 7 電気・機械要求性能表」の設備計画を標準案として事業者の創意工夫ある提案を期待する。

(1) 共通

- a 設置する設備や機材は長寿命かつ信頼性の高いものを使用すること。また、原則として汎用品を採用し、交換・修理が容易な仕様とすること。
- b 更新性、メンテナンス性を考慮した計画とすること。
- c 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とし、燃焼時に有害物質を発生しないエコマテリアル電線等の採用を積極的に行うこと。
- d 自然採光を積極的に取り入れる等、照明負荷の削減について、十分配慮した計画とすること。
- e 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備とすること。
- f 設備機器の更新、メンテナンス及び電気容量の増加等の可能性を踏まえ、受変電設備、配電盤内に電灯、動力の予備回線を整備すること。
- g 配管又は機器からの漏水等による水損事故等を防止するため、必要に応じて防水、防湿等の適切な措置を講じること。
- h 屋外に各種設備機器類を設置する場合は、安全対策に配慮するとともに、寒冷地対策として積雪及び凍結に十分に配慮すること。
- i トイレ等の水を使用する階下には、電気室を設置しないこと。
- j 消防法上の用途は1項（イ）に該当するものとして設計すること。

(2) 電気設備

ア 受変電設備

- a 受変電設備は、キュービクル式とすること。
- b 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- c 本施設においては、映像・音響、情報通信機器等への電源ノイズ障害を考慮すること。
- d 将來の設備増設や更新スペースを確保し、設備更新時の搬入口、搬入経路に

配慮した計画とすること。

- e 受変電・発電設備を設置する室内の室温・湿度の管理を適正に行い、機器の安全性を保つこと。
- f 使用電力量を記録、確認ができ、統計的分析に使用できるデータが採取可能なメーター機器（デマンド監視システム）等を設置し、事務受付にて確認できるようにすること。なお、デマンド監視システムについてはリース方式を想定し、本施設供用開始後のリース料は本市が支払うものとする。

イ 発電設備

- a 発電設備は、主な対象負荷に電力を供給し、最低 72 時間使用できる容量を確保すること。また、72 時間運転可能な燃料を備蓄すること。
- b 主な対象負荷は、非常時に電気が必要な諸室等の保安動力（換気、空調、給排水ポンプ）、保安照明等（室内照明、避難通路照明、コンセント）及び通信情報機器等とすること。ただし、電力供給は全負荷に供給が可能な回路構成とし、優先順位を付けて運用することを想定すること。
- c 上記は、コーポレートゲネレーションシステムの導入によりその機能を満たすことができる場合は、コーポレートゲネレーションシステムで代替することも可とする。

ウ 電灯設備

- a 各室、共用部等に設ける照明器具、コンセント等は、利用者に配慮し十分な配置計画とすること。
- b イベントや災害時利用等を想定し、外壁面等にも、コンセントを設置すること。なお、非常用電源回路のコンセントは明確に識別できるようにすること。また、重要負荷のコンセントには避雷対策を講じること。
- c 非常用照明、誘導灯は、関連法令や所轄消防の指導に準拠して設置し、容易に点検ができる機器を選定すること。
- d 照明器具は原則として LED とし、諸室の用途や適性を考慮してそれぞれ適切な機器選定を行うこと。諸室の照度は、JIS 照度基準を原則とし、用途と適性を考慮して設定すること。
- e メインアリーナ及びサブアリーナの館内照明器具は、各種公式競技が開催できるよう 1,200 ルクス以上の照度を維持し、各種競技に合わせて調光できるものとすること。照明器具の配置と選定については、競技者に配慮して拡散パネルを設置する等のグレア対策や、競技エリア内が均一な明るさになるようすること。
- f 照明器具には、必要に応じて照明器具の破損を防止する保護装置を設けること。

- g 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。
- h 本施設の各室の照明は、事務受付においても管理できるようにすること。

エ 動力設備

- a 動力制御盤は、原則として機械室内に設置すること。

オ 構内交換設備

- a 代表組方式とし、必要に応じた回線数とすること。
- b 必要諸室に内線電話を設置すること。（「資料 7 電気・機械要求性能表」参照）。
- c 5 分以上の停電補償時間を確保するとともに、発電機回路に接続すること。

カ 構内情報通信網設備

- a 施設管理者がインターネットに接続できるネットワーク環境を整備するための空配管を敷設すること。なお、接続方法は、有線 LAN と無線 LAN 接続それぞれ可能とする。
- b 施設利用者が全館でインターネットに接続できるネットワーク環境を整備するための空配管を敷設すること。接続方法は無線 LAN 接続とする。体系は、前項に掲げる施設管理者用のネットワークとは切り離した別のネットワークとし、施設利用者が施設管理者の情報資産にアクセスできないようにセキュリティを確保する。具体的な無線 LAN の利用室は「資料 7 電気・機械要求性能表」を参照すること。
- c 施設管理者が本市の LGWAN 接続系ネットワークに接続できるネットワーク環境を整備するための空配管を敷設すること。接続方法は、有線 LAN 接続とする。体系は、インターネットに接続できるネットワークとは切り離した別のネットワークとし、インターネット側から LGWAN 接続系ネットワーク側の情報資産にアクセスできないようにセキュリティを確保する。整備にあたっては、本市及び本市の LGWAN 接続系ネットワークの保守業者と情報共有を行い、既存のネットワークの運用に支障をきたさないように実施すること。
- d a～c の空配管敷設に必要な配線ルート、機器の設置場所等は、設計段階において本市と協議を行い、決定するものとする。

キ 時計設備

- a 親時計を事務所に設置し、各室に子時計を設置すること。なお、諸室により、電波時計も可とする。

ク 拡声設備

- a 放送設備として、非常放送、業務放送が可能な設備とすること。
- b 放送は、事務所から屋内外に個別、一斉放送ができるこ（「資料 7 電気・機械要求性能表」参照）。また、本施設のメインアリーナとサブアリーナ、プール室は放送区域を分け、個別に放送できるようにすること。
- c 放送設備は、放送のほかに、BGM、チャイムが流せること。また、緊急地震速報の受信端末を導入し、緊急地震速報が瞬時に放送できること。
- d 火災発生時には、消防法令に従い設置した非常警報設備により、火災の発生を有効に報知すること。

ケ 個別音響設備

- a メインアリーナ及びサブアリーナ、プール室に個別音響設備を設置すること。
- b 個別音響設備は、大規模な大会等、多数の利用者がある場合でも音声が明瞭に聞こえるための十分な音圧、明瞭度を確保するとともにスピーカーの配置等は音が明瞭に聞こえるよう配慮すること。また、メインアリーナは放送室、サブアリーナは室内（器具庫等に収納）、プール室は監視・救護室の操作卓で操作できることとし、CD、DVD、ブルーレイディスク、携帯メモリー型音楽プレイヤー等が接続、使用できる機器とすること。
- c メインアリーナには、観客、競技者への実況放送、演出用音楽放送を行うことができる設備を設けること。
- d 非常放送を考慮したものとすること。
- e 各々の放送区分が干渉しないよう配慮した計画とすること。
- f イベント主催者が大型映像機器等を持ち込んで利用できるよう、電源等を見込むこと。

コ 誘導支援設備

- a 高齢者や視覚障がい者の利用に配慮した音声案内を、エントランスやバリアフリートイレ等に必要に応じて設置すること。
- b 聴覚障がい者の利用に配慮した音声情報を視覚的に提供する電子掲示板などのサインを設置すること。
- c 各階エントランス、搬入口にインターホンを設置し、事務受付と連絡が取れるようにすること。
- d バリアフリートイレ、更衣室等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備とし、事務受付に表示盤を設置すること。

サ テレビ共同受信設備

- a 必要諸室に事業用敷地内にて受信可能な民間放送（CATV 放送受信設備を含む）及び映像表示設備と連携した館内共聴設備を設置すること。（「資料 7 電気・機械要求性能表」参照）。

シ テレビ電波防除設備

- a 近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除施設を設置すること。
- b 設計時に事前調査を実施、完成後に事後調査を実施し、受信レベル、受像画質等の報告書を作成し提出すること。

ス 監視カメラ設備

- a 防犯、運営のためエントランス、各諸室、運動施設、駐車場等、屋内外等の必要な箇所に監視カメラを設置すること。
- b 事務受付に監視モニターを設置し、録画記録を行えるよう整備すること。
- c メインアリーナ及びサブアリーナ及びプール室の映像が、事務受付及び会議室で確認できるようにすること。

セ 防犯・入退室管理設備

- a 施設管理者が、建物の出入口等にて機械警備による入退管理を可能とするための空配管を敷設すること。
- b 主装置は事務受付に設置するものとし、窓などの開口部を含めて適宜防犯設備を設置する想定とすること。
- c 具体的な配線ルート、機器の設置場所等は、設計段階において本市と協議を行い、決定するものとする。

ソ その他

- a 防災行政無線設備については、別途本市にて整備する。

(3) 空調換気設備

ア 空調設備

- a 原則として、空調（冷暖房）設備は「資料 7 電気・機械要求性能表」に示す諸室を対象とする。
- b メインアリーナ等の大空間は、自動的に自然換気が図られ、かつ空調設備により、夏の高温防止対策を講じること。また、利用人数や時間、競技内容等の違いに対応できる空調システムとし、空調や換気による気流が競技等に影

響を与えないよう、吹き出し口の位置等に配慮すること。具体的な空調設備の仕様は、事業者の提案によるものとする。

- c メインアリーナ及びサブアリーナの空調設備の吹き出し口等については、球技の飛球による損壊を防ぐための十分な対策を講じること。
- d その他諸室の空調設備は、その用途・目的に応じた空調システムを採用し、適切な室内環境を確保すること。ゾーニングや個別空調の考え方について、最適なシステムを提案すること。
- e 事務受付において各室の集中管理（発停・温度管理・状態監視等）を行うことを基本とするが、個別に温度管理が必要と思われる室は、各室での操作も可能とする計画とすること。また、エントランスホール、ホワイエ等は、適宜エリア区分し、エリア毎に管理できるようにすること。
- f 可能な限り、諸室の静音環境を保つような設備計画に努め、屋外機器の騒音、振動が室内に伝播しないよう配慮すること。

イ 換気設備

- a 諸室の用途・目的に応じた適切な換気方式を採用すること。
- b シックハウスに配慮した換気設備とし、空気環境の測定基準に則した防塵対策を行うこと。
- c 冬期間に外気を取り入れる際には、熱交換型を使用する等、熱負荷や省エネルギーに留意すること。
- d 外気を取り込む換気経路には、汚染された空気の流入を防ぐため、フィルター等を備えること。なお、当該フィルター等は、洗浄、交換、取り付けが容易に行える構造のものとすること。
- e 開放できる窓や吸気口・排気口については、防虫網等の設置により、鳥類及び鼠族、昆虫の進入を防ぐ構造とすること。

ウ 排煙設備

- a 自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙設備を設けること。

エ 自動制御設備

- a 事務所において各種設備機器の運転監視を可能とすること。
- b 制御システムのアップデートや計器類の更新、メンテナンス性を考慮すること。

オ 熱源設備

- a 地球環境やライフサイクルコストに十分配慮したシステムを適切に採用する

こと。

(4) 給排水衛生設備

ア 給水設備

- a 給水方式は、受水槽方式とし、水槽内の水は災害時にも利用できるようにすること。ただし、飲み水系統（給湯室など）とバリアフリートイレの各 1 か所を直圧系統とすること。
- b 給水設備は、各器具において、必要水量・水圧を常に確保でき、かつ、効率よく使えるシステムとすること。

イ 排水設備

- a 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。なお、排水に関しては、自然勾配によることを基本とし、ポンプアップはできる限り行わないこと。
- b 冷却装置が備えられている場合、その装置から生じる水は、直接室外へ排出されるか、直接排水溝へ排出されるよう整備すること。
- c 汚水と雨水は分流式となることに配慮すること。
- d 提案施設において飲食施設を設置する場合は、必要に応じて、グリストラップを設けること。グリストラップは防臭蓋とし、床面の水や砂埃等が流入しない構造とすること。

ウ ガス設備

- a 必要に応じて設置すること。

エ 衛生器具設備

- a 衛生設備は、清掃等の維持管理が容易な器具・機器を採用すること。
- b 衛生器具類は、高齢者及び障がい者にも使いやすく、かつ、節水型の器具を採用すること。
- c 原則として洋式便器とし、温水洗浄機能付き便座、擬音装置を設置すること。
- d バリアフリートイレにはステンレス製手摺（可動式を含む）、バリアフリー洗面器、水石鹼入れ、鏡、緊急呼出装置、ベビーシート、ベビーチェア、幼児用補助便座等を設置すること。
- e 小便器は自動洗浄とし、そのうち 1 以上の周囲に手摺を設けること。
- f バリアフリートイレはオストメイトに対応した設備及びおむつ交換や衣類の着脱時等に使用する折りたたみ式簡易ベッド（ユニバーサルシート）を設置すること。
- g 洗面器は自動水栓とし、飛散した水が床を汚さないよう配慮すること。また、

ハンドドライヤーの設置位置にも配慮すること。

- h 子ども連れの利用に配慮し、ベビーチェア、幼児用便器、子ども用洗面器、幼児用補助便座を適宜設置すること。

オ 給湯設備

- a 施設の利用形態を考慮した給湯計画を行うこと。
- b 給湯には、ボイラー設備の使用も可とするが、有資格者による管理が不要となる機器の選定などに努め、管理の省力化に配慮すること。
- c 施設内の各箇所の給湯量、利用頻度等を勘案し、使い勝手に応じた効率の良い方式を採用すること。
- d やけど防止策を講じること。

(5) エレベーター設備

- a エレベーターを 1 基以上整備し、かご及び乗場は障がい者、車いす（競技用含む）対応とする。
- b 利用者の動線に配慮した配置計画とすること。
- c 緊急時の救護にも対応できるよう担架等を運べる仕様とすること。
- d インターホンを設置し、非常時の対応を可能とすること。

(6) 消防設備

- a 所轄消防本部及び消防署と協議を行い、小樽市火災予防条例を含む消防関係法令等に準拠した適切な消防用設備等を設置すること。
- b 事務受付などの常時人のいる場所に自動火災報知設備の受信機を設置すること。

6. 周辺インフラとの接続

本施設と周辺インフラとの接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者への確認、調整を行うこと。また、接続に当たっての工事費用、工事負担金等の初期費用が必要となる場合には、事業者の負担とする。

(1) 接続道路

a 事業予定地の車両出入口は、北側の市道初音橋線とすること。

(2) 上水道

a 配水管との接続方法は、事業者の提案によるが、本市の水道局サービス課と協議を行うこと。

(3) 下水道

a 汚水及び雑排水は、適切に下水道に接続すること。接続に際しては本市の水道局サービス課と協議を行うこと。

(4) 電力

a 電線の引き込み方法等は、事業者の提案によるが、北海道電力株式会社と協議を行うこと。

(5) ガス

a 具体的な引き込み方法等は、事業者にて供給事業者への確認、調整の上、提案すること。

(6) 電話

a 引き込み方法等は、事業者の提案による。

第2節 設計業務対象施設に係る要件

本事業の設計業務対象施設は、本施設とし、その詳細は以下に示すとおりとする。

1. 本施設

(1) 体育館

ア 共通

- a 本施設は、体育館、プール室、共用部、屋外施設で構成し、利用者の多様なニーズに応じた運営が可能な計画とする。
- b 各種公式競技が開催でき、メインアリーナ・サブアリーナでの大会開催時においても、プール室・格技室・多目的室等の諸室を市民が一般利用できる配置とすること。トレーニング室についても同様の配置が望ましい。
- c メインアリーナ・サブアリーナでの大会やイベント開催時にも来場者がスムーズに入退場できるよう、廊下や階段の幅、エントランスホール、ホワイエ等の広さに十分配慮すること。また、メインアリーナは入退場や搬入出の利便性、避難安全性等に配慮して地盤面からフラットに出入りできるレベルに配置すること。
- d メインアリーナ、サブアリーナは、大会等における同時利用を想定し、近接して配置すること。ただし、それぞれ独立した利用も可能な配置とすること。空間的に連続し、一体的に利用可能な配置が理想的だが、計画上困難な場合はこの限りではない。
- e 安全性等への配慮を前提として開放的な施設とし、施設内のにぎわいや活動が隣接する公園から見えるとともに、施設内からは公園側への眺望が得られる快適な環境とすること。
- f 内部仕上げの堅牢性や保護のための配慮を十分に行うこと。球技等の競技に応じた壁面の破損等の対策を十分に行うこと。
- g 照明は、各種競技の公式試合に対応する照度を確保するとともに、使い方に応じて照度を調節できる機能を備えること。
- h 臭気等がこもらないよう、通風、換気には特に配慮すること。
- i 仮設対応によるテレビ中継を想定し、電源設備の確保やテレビ中継車からアリーナへの映像ケーブルのルートを確保すること。
- j 壁面の正面上部に横断幕等の設置が可能な吊物装置を設けること。なお、具体的な設置範囲は事業者の提案によるものとするが、競技床の長辺、短辺各1ヶ所の計2ヶ所以上設置すること。
- k 持ち込みによる移動型の競技表示盤に対応できる電源を見込むこと。
- l 運動等による荷重を考慮すると共に、振動が伝播しないように配慮した計画を行うこと。

- m 壁面には競技利用に配慮した位置に窓を設置するとともに遮光装置を設けること。なお、遮光装置については手動が望ましいが、手動による開閉が困難な箇所は電動とする。
- n 天井、壁、観覧席等の仕上げは、照明等を反射して競技に影響しないものとし、ボールやシャトルの視認性に配慮した色彩とすること。
- o 建物屋内の柱や壁面において、デジタルサイネージを適宜設置すること。
- p プロスポーツリーグ等の試合開催等が可能な施設が望ましい。ただし、ホームアリーナとしての施設基準は条件としない。
- q 競技大会等の利用に配慮し、選手・スタッフ用通路と利用者動線を明確に区分すること。
- r 各種競技用の支柱等が容易に設置できる支柱の金具は各競技に支障がないように行うこと。フロアの各種競技の支柱の金具はフタ付とし、安全性及び美観に配慮すること。
- s 換気や湿度管理を適切に行い、床の結露等による運動環境への影響、床材の早期の劣化等が発生しないよう配慮すること。
- t メインアリーナ、サブアリーナにおいては、以下の競技の利用を想定している。

表 2-3 利用を想定する競技（公式）

競技	公式		非公式	
	メイン	サブ	メイン	サブ
バスケットボール	2面 (センターコート1面)	1面	2面	1面
バレーボール (6人制)	2面 (センターコート1面)	1面	2面	1面
バドミントン	6面	3面	8面	4面
卓球	12面	4面	21面 ～24面	9面
硬式テニス	1面	—	2面	1面
ソフトテニス	1面	—	2面	1面
サッカー・ フットサル	—	—	フットサル 2面	フットサル 1面
ハンドボール	—	—	1面	—

※ミニテニス、スポンジテニスのコート面数はバドミントンのコートサイズと同じ

※ラグビー・タグラグビーのコート面数はバスケットボールのコートサイズと同じ

イ メインアリーナ

(7) 競技場

- a 主に、市民の日常的な練習利用や、スポーツ競技大会での利用を想定する。また、スポーツの興行やイベント、コンサート等の会場としての利用も可能とする。
- b 競技場の有効スペースは 32m×42m 以上とするとともに、イベント会場等に使用可能な空間を確保すること。
- c 競技エリアの天井有効高は 12.5m 以上とすること。
- d メインアリーナを 2 分割して利用できるよう、防球ネットやディバイダー等を整備すること。
- e 球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策（防球フェンス・防球マット・カバー等）を講じること。フットサル利用にも配慮した天井・壁面・各種設備機器類の強度等の確保や施設内部の保護対策を講じること。
- f 障がい者の利用にも配慮すること。
- g 上足での利用を前提とすること。
- h 各種興行・イベント等を想定し、トラック等の車両を横付けし、外部から機材搬入が可能な出入口を設置すること。
- i 床面は、大会・イベント開催時の機材搬入や、大相撲巡業、災害時の物資搬入を考慮した荷重に耐えられるものとすること（ただし、フォークリフト等の乗り入れは想定しない）。
- j 床材は、利用団体へのヒアリング結果において希望の多い「フローリング（木製床）」を基本に、競技への影響、安全性、メンテナンスコスト等に配慮して提案すること。
- k コートラインについては、利用団体へのヒアリング結果において希望の多い「中抜きライン」及び「ポイント（四隅）」を基本に、利便性等を踏まえて提案すること。
- l 各種競技用の支柱等が容易に設置できる支柱の金具（フタ付き 34 カ所）は、資料 6 本施設コートレイアウトを参考に、安全性及び美観に配慮し設置すること。
- m 式典等の対応として様々なサイズに組み換えが可能な移動式ステージ（10m ×5m 程度、備品対応）を別途設置する。

(4) ランニングコース

- a 2 階の外周部にランニングコースを整備すること。
- b ランニングコースの幅は、有効で 2m 以上とすること。コーナー部はスムー

- ズなランニングに配慮した形状とすること。
- c 床はランニングに適した仕上げとすること。
- d コース途中にストレッチ等をするスペースを適宜確保すること。

(ウ) 観覧席

- a 観覧席は、競技場全体が見渡せる位置に、スポーツ観戦のみならず、各種イベント等にも利用しやすいよう配置すること。
- b 2階に、観覧席を約1,000席（車いす席を含む）確保すること。
- c 観覧席の一部を移動観覧席とし、日常的には壁面に収納して多目的に利用できるスペースを計画すること。
- d 車いす利用者用及び介護者用の観覧席（スペース）を、利用しやすい位置に設置すること。
- e 観覧席内は柵・手摺等を設置し、転落防止に十分配慮すること。
- f 日常的利用に配慮して、競技場から2階観覧席に容易にアクセスできるよう、可能な限り使いやすい位置に階段を設けること。

(イ) 放送室

- a メインアリーナ全体が視認できる配置及び設えとすること。
- b メインアリーナ用の放送・音響機材を置くスペースを確保すること。
- c 防音仕様とすること。

(オ) 器具庫

- a メインアリーナに面し、外部からも直接搬入出が可能な配置とし、外部側、メインアリーナ側ともに各種競技備品等の搬入出に配慮した開口寸法（最低幅3m×高さ3.5m以上）を確保すること。
- b 利用を想定する競技の備品が余裕をもって収納可能なスペースを確保すること。
- c コンクリート床とし、通風・換気に配慮すること。また、外部からの搬入口を設置すること。
- d メインアリーナを2分割した場合に、可能な限り両方から使いやすい配置とすること。

ウ サブアリーナ

(ア) 競技場

- a 主に、市民の日常的な練習利用のほか、小規模なスポーツ競技大会での利用、大規模なスポーツ大会開催時の第2会場・ウォーミングアップ会場、控室等

としての利用を想定する。

- b 競技場の有効スペースは、19m×32m 以上とすること。
- c 競技エリアの有効天井高は、12m 以上とすること。
- d 床材は、利用団体へのヒアリング結果において希望の多い「フローリング（木製床）」を基本に、競技への影響、安全性、メンテナンスコスト等に配慮して提案すること。
- e コートラインについては、利用団体へのヒアリング結果において希望の多い「中抜きライン」及び「ポイント（四隅）」を基本に、利便性等を踏まえて提案すること。
- f 球技の飛球による施設及び機器の損壊を防ぐための十分な対策（防球フェンス・防球マット・カバー等）を講じること。フットサル利用にも配慮した天井・壁面・各種設備機器類の強度等の確保や施設内部の保護対策を講じること。
- g 上足での利用を前提とすること。
- h 障がい者の利用にも配慮した計画とすること。
- i 各種競技用の支柱等が容易に設置できる支柱の金具（フタ付き 4 力所）は、資料 6 本施設コートレイアウトを参考に、安全性や美観に配慮し設置すること。また、体操競技練習用ピット（縦 8m、横 3m、深さ 2m）を設置すること。

(1) 観覧席

- a 観覧席を設置することが望ましいが、設置については提案によるものとする。

(4) 器具庫

- a サブアリーナに面し、外部からも直接搬入出が可能な配置とすること。ただし、外部に直接面する搬入出口の計画が難しい場合は、近距離の廊下やメインアリーナ器具庫を経由する動線も可とする。
- b 利用を想定する競技の備品が余裕をもって収納可能なスペースを確保すること。
- c コンクリート床とし、通風・換気に配慮すること。また、外部からの搬入動線に配慮すること。

エ 多目的室

(7) 多目的室

- a 市民からの要望の多い、ヨガやダンス等の軽運動や展示会などのイベントでの利用を想定する。

- b ヨガやダンス等の軽運動での利用を想定し、音響設備を設置するとともに、遮音性に配慮すること。
- c ダンスやストレッチ等で利用するための壁面鏡・バレエバーを設置すること。
- d 大規模なスポーツ大会開催時には、控室等としての利用も想定されるため、配置等に配慮すること。
- e 効率的な活用を図るため、移動間仕切りにより2分割して利用できる設えとすること。移動間仕切りは遮音性に配慮した仕様とすること。
- f 市民交流スペース等の空間と一体的に利用できる配置、設えなど、展示会等のイベントに利用しやすい配慮を行うこと。

(4) 倉庫

- a 備品等を収納する倉庫を設けること。
- b 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なように整備すること。

才 格技室

(7) 格技室

- a 剣道、柔道、空手、合気道（各1面）等の格技の練習及び大会での利用を想定し、公式サイズが確保できる寸法とすること。
- b 床材は、フローリング（木製床）を基本に、競技への影響、安全性、メンテナンスコスト等に配慮して提案すること。
- c 観覧席等として利用可能なスペースを確保すること。
- d 大規模なスポーツ大会開催時には、控室等としての利用も想定されるため、配置等に配慮すること。

(4) 倉庫

- a 畳などの備品等を収納する倉庫を設けること。
- b 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なように整備すること。

力 キッズスペース

(7) キッズルーム

- a 幼児の体力づくりや体を動かす楽しさを体感できるスペースとすること。
- b 安全面の観点から視認性の良い場所に配置するとともに、幼児用トイレや授乳室を近くに配置するなど、利用者が快適に利用できる施設とすること。キッズルーム内におむつ交換スペースを設置すること。

- c 魅力ある遊具を設置し、市民が体育館を訪れる機会を創出する施設とすること。
- d 規模については、「資料 5 必要諸室リスト」を参考に、想定する遊具などを配置し、可能な限り広い面積を確保すること。備品の選定を含め、幼児の身体的な能力を伸ばすような設えを提案すること。
- e 土足禁止とし、外履きから内履きに履きかえるスペースを設け、下足入れを設置すること。
- f 仕上や設備等は事業者提案によるものとするが、幼児や保護者の快適性や安全性に配慮したものとすること。

(イ) 幼児用トイレ

- a キッズルーム内または近傍に幼児用トイレ等を整備すること。キッズルームを利用しない幼児でも気軽に利用できるよう、配置や動線を工夫して計画すること。

キ トレーニング室

(7) トレーニング室

- a 個人の日常的な基礎体力向上を主な目的とした施設とすること。
- b 設置する機器は本市が別途リース契約を行う予定である。ウォーキングやランニング等の有酸素運動、マシンや器具を利用した筋力トレーニング等、若者から高齢者まで幅広い年代が利用可能な機器を選定し、参考機器リストを作成すること。
- c トレーナーの常駐を想定したカウンター等の設置を検討すること。
- d 機器・機材の重量や動作に耐えうる床材を選定すること。
- e 各種トレーニング機器を設置できるよう、想定する利用人数に応じた充分なスペースを確保すること。
- f 内装の設えは事業者の提案によるが、競技力向上及び健康増進を図れる施設として、明るく開放感のある空間を形成すること。壁の一部に姿見を設置すること。

(イ) 倉庫

- a 備品等を収納する倉庫を設けること。
- b 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なように整備すること。

ク 会議室（託児室）

(7) 会議室（託児室）

- a 大会開催時の役員・審判控室としての利用（メインアリーナの状況が確認できるよう視認性に配慮）のほか、スポーツ以外の会議でも利用可能とし、市民が体育館を訪れる機会を創出する施設とすること。
- b スペースの有効活用を図るため、移動間仕切りを導入し、分割して利用できる設えとすること。
- c 分割利用時には、その一部を託児室としても利用する想定とすること。
- d プロジェクターの投影ができるよう、壁面の仕様に配慮、もしくは天井にスクリーンボックス及びスクリーンを設置すること。
- e 遮音性に配慮した計画とすること。
- f 窓を設置する場合はカーテンもしくはブラインドを設置すること。

(1) 倉庫

- a 備品等を収納する倉庫を設けること。

ケ 更衣室

(7) 男子更衣室、女子更衣室

- a 体育館利用者のための更衣室を男女別に設置すること。
- b 各エリアへの動線に配慮した配置・平面計画とすること。
- c 適切な数のシャワー室、洗面台、ロッカーを配置すること。
- d コージェネレーションシステム採用の際は、停電しても一部のシャワーが利用できるよう配慮すること。

(1) 多目的更衣室

- a 障がい者や要介護者、異性介助者の利用にも十分配慮し設置すること。

コ 授乳室

- a 適宜設けること。男女ともに利用しやすい動線とするとともに視線対策等に留意すること。

サ トイレ

(7) 男子トイレ、女子トイレ

- a トイレ（男・女）を各階に設けること。トイレの基数は各種法令・条例に適合させるとともにイベントや大会時の利用人数に応じた適切な数を整備すること。アリーナ等からの動線にも十分配慮し、必要に応じ適宜分割して配置

すること。

- b 一部のトイレには、男女の大便器比を変更できるような移動間仕切を設けるなど、利用実態に応じて柔軟に変更できるよう可能な限り配慮すること。
- c 女子トイレにはパウダーコーナーを設置するなど、利用者の利便性や快適性の向上に資する工夫を行うこと。
- d 小便器には汚垂石又は汚垂タイルを設けること。
- e トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- f メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ピットを設けること。
- g 停電時においても使用可能なトイレを一部設置すること。
- h 男女の各トイレ内にベビーチェアを設置したブースを整備すること。合わせて、授乳室のない階のトイレにはおむつ替えスペースを設け、授乳室のある階のトイレにはおむつ替えスペースを適宜設けること。

(1) バリアフリートイレ

- a 高齢者、障がい者、妊婦及び子ども連れ、異性介助者等、様々な利用者が使いやすい仕様とすること。
- b オストメイト対応とし、汚物流し（壁付）、車いすの方から立位姿勢の方までが使用できる大き目（縦長）の鏡、紙巻器、シャワー（シングルレバー混合水栓）、手すり（L型及び跳ね上げ）、非常用呼び出しボタン、折りたたみ式簡易ベッド（ユニバーサルシート）、乳幼児のおむつ替えスペース、チェンジングボード、音声案内装置（多言語対応）または点字サイン等を設けること。また、水栓、水石鹼供給栓、ハンドドライヤーは自動式（センサー式）とすること。

(2) オールジェンダートイレ

- a 本施設内に適宜を設置すること。
- b 設置場所の考え方は事業者提案によるものとするが、プライバシーに配慮した配置とすること。

(2) プール室

ア 共通

- a エントランスホール、事務受付を通り、プール室に至る動線がわかりやすく効率的な計画とすること。
- b 学校によるプール室利用時の動線は2階を想定し、同時に80人程度の児童が出入りすることに配慮した動線とすること。
- c 床材は、子どもから高齢者までの利用を想定し、防滑性能に優れた製品を提

案すること。プールサイドの床は水に濡れても滑らないノンスリップ性の材料を使用すること。

- d プール室は湿気がこもらないよう適切な空調・換気設備を備えるとともに、プール室の湿気が体育館側へ流入しないよう、施設全体のエアバランスを適切に保つ計画とすること。
- e 冬季利用時の快適環境を確保するため、窓からの冷輻射等の防止や結露対策等に十分留意すること。
- f 施設外部からの視線に配慮してプール配置を計画すること。
- g 壁、天井等は汚れ、カビの発生抑制を考慮し、清掃がしやすく、吸水性が低く、耐久性が高い材料を使用すること。
- h プールの水を消防水利として活用できる仕様とすること。

イ プール

(7) 水泳用プール

- a 水泳用プールは、プール室の想定面積と効率性から 25m の短水路とし、レーン数は 6 レーン以上とすること。なお、敷地上の制約はあるが、平面計画の工夫等により 7 レーンでの提案を期待する。
- b レーンの幅は 2.0m 以上とすること。
- c 水泳用プールは、公認プールとし、公認大会に対応したスタート台を設置すること。
- d 水泳用プールの水深は 1.35m 以上とし、給排水による調整やプールフロア等（可動床を除く）を活用し、全ての利用者が安全に利用できる水深を確保すること。
- e 水泳用プールは、バリアフリーに配慮し、入水用スロープを設置すること。なお、プール公認規則第 33 条（2024.4.1 施行）には、公認プールに接続する徒歩プールの併設は認めない旨の記載があるが、入水用スロープを設けても公認取得が可能であることを日本水泳連盟に確認済みである。
- f プールサイド（児童プールを含む）は、各種大会（障がい者を含む）の開催、学校の水泳授業、準備体操などに配慮し、人が待機できる余裕を持った面積とすること。
- g プール内の構造、仕上げ、下地材等については、十分な塩素対策等を講じること。
- h 適切な水温、室温を維持できるものとし、実際の利用状況に応じて調整可能な設備とすること。

(1) 児童プール

- a 水泳用プールとは別に水深の浅い児童プールを設置すること。平面形状は原則として長方形とし、水深は0.7mとすること。
- b 水泳用プールと同じプール室内に設置し、利用者、管理者の利便性の高い計画とすること。
- c プール内の構造、仕上げ、下地材等については、十分な塩素対策等を講じること。
- d 適切な水温、室温を維持できるものとし、実際の利用状況に応じて調整可能な設備とすること。

ウ 採暖室

- a 採暖室は、プールサイドに面した位置に設けること。
- b 床仕上げ、排水方法、暖房方式、換気方法等に配慮し、水たまりができないように設置すること。
- c 利用状況に応じ、適正な温度設定ができる設備とすること。
- d 衛生的な管理、使用ができる構造・設備とすること。

エ 監視・救護室

- a 安全管理・監視・事故防止のため、プールサイドに面し、プール全体を監視しやすい位置に設けること。
- b プールサイド及び管理諸室側両方から出入りできるようにすること。
- c 監視室内にインストラクター及び学校利用時の教員の荷物が保管できるスペースを設けること。
- d AED（自動体外式除細動器）を設置すること。

オ 更衣室

(7) 男子更衣室、女子更衣室

- a 男女別とし、プールの利用者向けとして十分な広さを確保し、シャワー室、洗面化粧コーナー、水飲み設備を適宜設置すること。
- b エントランスからアクセスしやすい場所に配置すること。
- c 利用者が、更衣室からプールへ直接行くことができる動線を確保すること。
- d 更衣室からプールサイドへ向かう動線上に強制シャワー等を設け、衛生面に留意すること。
- e 室内の広さにはゆとりを持たせ、利用者が密になることを避けること。
- f 床の仕上げについては、滑りにくく清掃がしやすい等、安全面、衛生面、快適性に配慮したものとすること。

- g 利用者が、貴重品等の保管ができるよう鍵付きロッカーを設置すること。
- h 学校利用時の更衣は、一般利用者と別室で行うものとし、体育館の会議室、多目的室等の何れかの室を学校更衣室として利用可能なゾーニングを行うこと。利用時の動線は、必ずしもプールと直結していなくても可とするが、体育館利用者等の動線と可能な限り交錯せず、短い動線が望ましい。

(1) 多目的更衣室

- a 車椅子使用者や障がい者、介助を伴う利用者、性別の違う親子等が利用しやすい仕様（個室）とすること。
- b 更衣スペース及びシャワーブースを備えた個室を設け、バリアフリートイレを設置すること。車椅子利用者用のシャワー室を設けること。
- c 車椅子使用者のために広めのブースを確保し、車椅子でも通行可能な構造とすること。
- d 利用者が、更衣室からプールへ直接行くことができる動線を確保すること。
- e 床の仕上げについては、滑りにくく清掃がしやすい等、安全面、衛生面、快適性に配慮したものとすること。

カ トイレ

(7) 男子トイレ、女子トイレ

- a 利用人数に応じた適切な数のトイレを設置すること。
- b トイレの衛生対策、特に臭気対策には万全を期すこと。
- c メンテナンスのしやすさを考慮し、地下ピットを設けること。

(1) バリアフリートイレ

- a 多目的更衣室内にバリアフリートイレを設置すること。

キ 倉庫

- a プールサイドに面した位置に設け、必要な器具（水泳関連備品、プールフロア等）を収納するスペースを確保すること。
- b 水泳用プール、児童プールの双方から利用しやすい配置とすること。
- c 学校利用時に使用する備品を保管できるスペースを確保すること。
- d 壁面・天井が結露し、床面が濡れ、水たまりができるないようにすること。
- e 棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易な計画とすること。

ク 機械室

- a 広さ、有効高さ、機器搬出入経路等のスペース及び床荷重に配慮すること。

- b 機器の配置は、その機能が効率的に確保できるものとすること。また、人の通行や作業スペース等の確保に配慮されていること。
- c 将来の機器の更新等にも配慮した配置、搬出入ルートを確保すること。

ヶ 観覧スペース

- a 子どもの水泳教室などを見学できるよう 100 席程度の観覧スペースを設置すること。
- b 遊泳中の利用者を観覧できるよう、プール全体を見渡せる位置に設置すること。なお、学校利用時には見学者も利用する想定をしている。
- c ベンチ等を設置すること。

コ プール専用廊下

- a 必要に応じ、設置すること。
- b プール利用者の出入り等に配慮した廊下幅員を確保し、利用者にとってわかりやすい動線とすること。

(3) 共用部

ア 事務受付

(7) 事務受付

- a 施設の管理、運営を行う諸室として整備すること。
- b エントランスホールに面し、施設利用者の訪問を容易に確認できる位置に設置すること。
- c 受付対応及び利用料金徴収業務等を行うことができるよう、受付カウンターを設置すること。個人情報を扱うため、プライバシーが確保できるように配慮すること。
- d 館内放送用の放送設備を設けること。
- e 窓を設置する場合は、カーテン若しくはブラインドを設置すること。
- f OA フロアとすること。

(4) 職員更衣室

- a 職員用更衣室（男・女）を設置すること。
- b 休憩コーナーの設置を検討すること。

(5) 給湯室

- a 会議室等における利用も想定し、廊下に近い配置とすること。

イ エントランスホール

- a 2階エントランス付近に主要なエントランスホールを配置し、イベント開催等にも配慮した十分なスペースを確保すること。館内の各施設利用者が利用しやすい配置とすること。
- b 1階エントランス付近にもホール状の空間を整備し、施設の機能性を確保すること。
- c 各階のエントランスホール等は基本的に下足利用とし、各室の入口に下足入れを設置すること。

ウ 市民交流スペース

- a ベンチやテーブル等を設置し、休憩施設としての機能を兼ね備えた施設とすること。
- b 開放感のある明るい空間とし、訪れやすく、居心地のよい場づくりに配慮すること。
- c エントランスホールまたは市民交流スペースの一角に、意匠性に配慮した自動販売機の設置スペースを計画すること。
- d キッズスペース、エントランスホール等と連続する空間とし、様々なイベントを実施し、にぎわい創出が可能なスペースとすること。イベント等を通じて、運動をしない市民が足を運ぶ機会や様々な世代の方が交流する機会を創出し、新総合体育館の基本理念である「誰もが集い」を実現する場とすること。
- e 将来的な飲食物の提供や災害時の炊き出し等の可能性を想定し、給排水、給湯、ガスが利用可能なスペースとすること。なお、具体的な設置場所は提案を踏まえて設計段階で本市と協議し、決定すること。

エ ホワイエ

- a 各種イベントの開催等に配慮した十分な面積を確保すること。

オ 電気室・機械室・発電機室・受水槽室

- a 電気室・機械室・発電機室・受水槽室の配置、広さ、有効高さについては、機器搬入出経路、設備スペース及び床荷重に配慮するとともに機器の更新の容易さに配慮すること。
- b 機器の配置は、その機能が効率的に確保できるものとすること。また、人の通行や作業スペース等の確保に配慮されていること。

カ 災害備蓄庫

- a 災害時に、避難所・施設、支援物資集積所、ボランティアセンターまたは代替庁舎として機能するために必要となる資機材等を保管できる十分なスペースを確保すること。
- b 車両を横付けし、災害備品等を外部から直接搬入できる動線を確保すること。外部に面する搬出入口は高さ 3m 以上とするとともに、高さ 4m 以上の庇を設置し、雨天時にも雨に濡れずに搬出入できる計画とすること。
- c メインアリーナに面する配置とすること。

キ その他

- a 主動線となる階段及び廊下に手摺り（点字付き）を設置すること。
- b 主動線となる階段の蹴上高さは、小学校の児童の利用を想定した高さとすること。
- c 床に視覚障がい者誘導用ブロックに加えて案内用の誘導表示（ライン）を設けること。
- d AED を事務受付付近に設置すること。
- e 施設内に救護設備を備えたコーナーを設置すること。平常時は施設利用者の応急処置のため、災害時は避難者のための医務室として機能させること。救護コーナーはパーテーション等簡易な間仕切りで囲う程度の空間とし、室内にはベッドを備えること。可能な限り抗菌性のある内部仕上げとし、手洗いカウンターを備えることが望ましい。具体的な場所は提案によるものとするが、機能性に配慮した配置とすること。
- f 2階出入口に郵便受けを設置すること。
- g 降雨時の車両によるアプローチに配慮し、車寄せ及び庇等を設置すること。
- h 利用者用のドアは引き戸若しくは自動ドアを基本とすること。
- i 転落防止のため、窓枠に柵を設置すること。
- j サイン計画については、案内表示も含め、施設の案内板を、シンプルかつ大きな文字のデザインで、施設内部の分かりやすい位置に設置すること。なお、室名称のサインは、すべての諸室に設けること。

(4) 屋外施設

ア 駐車場

(7) 共通

- a 駐車場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯（自動点滅及び時間点滅が可能なもの）を適切に配置すること。

- b 歩行者と車両の動線が可能な限り交錯しないよう、駐車場内での安全が図られるような場内歩行者動線に十分配慮すること。
- c 駐車場全般の舗装面において、不陸・陥没を生じさせないよう配慮して整備すること。
- d 舗装材については経年変化、劣化、退色及び極度の汚染がないものを選定すること。特に水たまりを発生させないよう、舗装材や構造に工夫すること。
- e 車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面表示を適宜整備すること。
- f 体育館の周囲に、搬入出車両等が通行できる車路を整備すること。

(イ) 駐車場（車いす用、大型車用）

- a 本施設の搬入出等のための大型車用駐車場を 3 台分以上整備し、各施設までのスムーズな動線を確保すること。
- b 車いす用駐車場 3 台分以上を、1 階エントランス付近に整備すること。合わせて、乗降場所及びエントランスまでの通路について屋根等の整備を検討すること。
- c 車いす駐車場は 3.5m×5m 以上とすること。
- d 駐車区画は白線等で明確に示し、1 区画ごとに車止め、車止めポール等を適宜設置すること。

(ウ) 関係者駐車場

- a 体育館の周囲に、大会やイベント時の各種機材等の搬入出のための大型 トラックの車路及び待機スペースを整備し、トラックから直接本施設の建物に搬入出可能な施設とすること。合わせて、大会関係者の駐車スペース（普通車）を可能な範囲で整備すること。
- b 体育館の周囲の関係者駐車場においては、機材搬入や中継放送のための大型車が駐車可能な区画スペースを確保すること。

イ 外構等

(7) 共通

- a 駐輪場及び車路、歩道等の外構部全般の舗装面において、不陸・陥没を生じさせないよう配慮して整備すること。
- b 舗装材については経年劣化、退色及び極度の汚染がないものを選定すること。特に歩行者動線上に水たまりを発生させないよう、舗装材や構造に工夫すること。
- c 車両及び歩行者のスムーズな通行及び安全確保のため、必要な標識・路面表

示を適宜整備すること。

(1) 車寄せ

- a 本施設の建物に近接して、利用者送迎用のロータリー及び屋根付きの車寄せを整備すること。
- b 送迎客が安全に、かつ雨の日も快適に乗降できるよう工夫すること。
- c 送迎車同士の動線が錯綜しないような配置とし、送迎車が安全にアプローチでき、かつ動線誘導にも十分配慮すること。

(2) 駐輪場

- a 駐輪場は屋根付とし、自転車用、バイク用を適宜設け、照明を設けること。なお、利用者の利便性及び景観を考慮した配置計画をすること。
- b 駐輪場は、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない場所に配置し、外灯（自動点滅及び時間点滅が可能なもの）を適切に配置すること。
- c 周辺交通への影響に配慮するとともに、敷地内において歩行者と車両の動線が可能な限り交錯しないよう、駐輪場内での安全が図られるような場内歩行者動線に十分配慮すること。
- d 駐輪場の仕上げは、コンクリートで舗装すること。

(1) 屋外デッキ

- a イベント開催時等に、エントランスホール、市民交流スペース等の内部空間及び小樽公園運動場と一体的に使用できる屋外デッキを整備すること。
- b 大会開催時やイベント開催時には主動線となることにも配慮し、適切な広さを確保すること。
- c 屋根の設置により夏季の日射や冬季の積雪等に配慮し、一年を通じて可能な限り使いやすく居心地のいい空間とすること。

(3) 植栽

- a 樹木等を植栽する際には周辺環境との調和に留意しつつ、特色ある配置や樹種とすること。具体的な樹種の選定については、本市と協議を行うこと。また、中低木は避け、できる限り管理の手間がかからないことを前提とすること。
- b 落葉樹を設ける場合は、雨樋のつまり等、維持管理上支障をきたすことのないよう設置するとともに、近隣住民等にも十分配慮すること。
- c 小樽公園運動場西側サイクリングロード両側にある桜の木（「資料 12 桜の

木植樹配置図」参照)は、樹木医による診断を行い、別の公園敷地内に移植(本市と協議)すること。その際、適切な深さの根切りや根回しを行うこと。また、移植時期は雪解け後の状況や気温などを適切に判断すること。

(カ) サイン計画

- a 本施設のサイン計画は、以下の要件を満たすこと。なお、サインは計画に応じて内外部の適切な箇所に設置するものとし、外部に設ける施設銘板や室名の文言は、設計業務段階において本市に確認すること。
- b 案内表示も含め、施設の案内板を、認識しやすい文字の大きさや色彩で、施設周辺及び敷地内の分かりやすい位置に設置すること。
- c 施設銘板及び注意書きの看板等を設置すること。
- d サインは、楽しく親しみのある自然豊かな地域を意識したデザインに配慮すること。トイレ、階段、スロープ、その他シンボル化した方が望ましいものについては、ピクトグラムとしてもよい。なお、ピクトグラムには必要に応じて室名や名称を併記すること。
- e エントランスホール等にイベント告知及び施設案内用のデジタルサイネージを設置すること。規模及び設置箇所・台数は事業者の提案によるが、自然豊かな地域であるため設置位置について配慮すること。
- f 本施設の名称を示す看板を1階レベル、2階レベルにそれぞれ1ヶ所以上設置すること。掲出する大きさ、数量又は位置については、都市公園内に設置することを意識してデザインすること。

(キ) 仮設駐車場

- a 事業予定地は、小樽公園駐車場となっているため、既存体育館の跡地に新たな駐車場が整備される(令和12年度完成予定)までの期間、仮設駐車場を確保する必要がある。
- b 事業予定地が狭隘なため、建設期間中の資材置き場、仮設事務所、工事関係者用駐車場等の建設関連施設を事業予定地外で確保する必要がある。
- c 小樽公園運動場(グラウンド)の一部を利用し、上記a及びbのスペースを確保すること。以下の事項に留意し、基本計画を参考に最適な計画を提案すること。
 - (a) 現在、小樽公園運動場は、野球場2面として利用されている。本事業実施期間中は1面とし、残りのスペースは既存体育館の来館者等の駐車場及び建設期間中の資材置き場、仮設事務所、工事関係者用駐車場等のスペースとすること。
 - (b) 整備する野球場は1面とし、両翼は80m以上、センターは115m以上を確保

すること。なお、両翼からセンターは左右対称の円弧状に確保することが望ましいが、困難な場合は直線的な形状（長方形）とする計画も可とする。なお、野球場は他の部分と防球ネット等にて区画することとし、防球ネットの高さ及び基礎部分を含めた構造は安全性や周辺への影響を十分に考慮した計画とすること。

- (c) 工事期間中の公園利用者の安全性等に十分配慮し、可能な限り工事車両動線と利用者動線が交錯しない計画が望ましい。
- (d) 本事業期間終了後（令和 11 年度末）は、仮設駐車場はそのまま残置し、資材置き場、仮設事務所、工事関係者用駐車場は撤去し、現状に復旧すること。
- (e) 既設の照明器具は、継続的に利用できる場合は残置して利用するものとし、利用できなくなるものについては本市と対応を協議すること。ただし、新設については行わない。
- (f) グラウンド内にある既存の屋外トイレ（鉄筋コンクリート造、平屋建）は、原則として残置すること。ただし、工事に支障となる場合は、対応を本市と協議すること。

(4) その他

- a 敷地内の雨水を処理するのに十分な能力のある排水溝又は暗渠を設けること。
- b 既設水路を所与の条件として、敷地内で雨水排水処理を検討すること。
- c 雨水の処理は、水溜りや冠水が起きないよう配慮するとともに、流出抑制や再利用を図ることについて検討すること。
- d 建物の周囲は、清掃しやすい構造とし、かつ、雨水による水たまり及び塵埃の発生を防止するため、適切な勾配を確保の上舗装すること。なお、舗装については、想定される車両荷重（災害時の緊急車両等）に十分耐えうるものとすること。
- e 安全性を確保するのに十分な照度の外部照明を設置すること。
- f 空調屋外機等の設置箇所は、音や臭気、景観等に配慮すること。
- g 屋外コンセント及び散水栓を適切に配置すること。
- h アプローチや屋外通路等は、バリアフリー対応とし、主要な部分は、美観にすぐれ排水性のよい仕上げとすること。
- i 懸垂幕及び掲揚台を設置すること。規模及び設置箇所・基数は事業者の提案による。
- j 事業予定地内に設置されている石碑（「資料 12 石碑の位置図」参照）は配置計画に合わせて事業予定地内で移設を行い、保存すること。なお、移設位置については、本市と協議すること。

第3節 設計業務遂行に係る要求内容

1. 業務の対象範囲

設計業務は、本施設を対象とし、その設計については、入札時の提案書類、設計建設工事請負契約書、本要求水準書に基づいて、事業者の責任において基本設計及び実施設計を行うものとする。

- a 事業者は、設計業務の遂行に当たり、本市と協議の上進めるものとし、その内容についてその都度書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認する。
- b 事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、本市監督職員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。
- c 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告を行うこと。
- d 本市は、設計業務の進捗状況及び内容について、隨時確認できるものとする。
- e 事業者は、業務に必要となる現況測量、地盤調査及び土壤調査等を事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を遂行するものとする。
- f 事業者は、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）最新版」（国土交通省大臣官房官序営繕部監修、社団法人公共建築協会編集・発行）や日本建築学会制定の標準仕様書を基準とし、業務を遂行するものとする。
- g 必要となる関係官庁への許認可申請、報告、届出、その必要図書の作成及び手続き等は、事業者の経費負担により実施する。
- h 実施設計に伴う納まり調整は、本要求水準書に基づき事業者において行うこと。
- i 事業者は、設計業務及びその関連業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を本市に通知すること。管理技術者を変更した場合も同様とする。
- j 実施設計は、工事の実施に向けて工事費内訳書を作成するために十分な内容とすること。また、建設工事着手後に実施設計図書の変更を行う場合に作成する設計も同様の内容とすること。
- k 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、本市の指示を受けること。また、図面は工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- l 基本設計段階において外観デザインについて3案以上の外観パースを作成し、本市が実施する外観デザインに関する市民アンケートに協力すること。外観デザインは、市民アンケート結果を踏まえて決定すること。
- m 本市が市議会や市民等に向けて設計内容に関する説明を行う場合は、本市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと

と。

- n 建築基準法第48条第3項ただし書きの規定による特例許可にかかる公聴会及び建築審査会への対応等、必要な各種準備、手続きを行うこと。
- o 事業者は、必要に応じて、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に準拠した調査を行うこと。調査及び対応工事が必要となった場合、その費用は本市にて負担する。

2. 業務期間

設計業務の期間は、本施設の運営開始日をもとに事業者が設定することとし、具体的な設計期間については事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする。事業者は、関係機関と十分協議した上で、事業全体に支障のないよう設計スケジュールを調整し、本業務を円滑に推進するよう設計業務期間を設定すること。

3. 設計体制と主任技術者の設置・進捗管理

事業者は、設計業務の主任技術者を配置し、組織体制と合わせて設計業務着手前及び業務期間中に、本市に次の書類を提出し承諾を得ること。また、設計の進捗管理については、事業者の責任において実施すること。

【業務着手前】

- ・ 設計業務計画書（組織体制を含むもの）
- ・ 工程表（実施設計、計画通知申請等各種申請手続及び本市との調整の工程）
- ・ 管理技術者選任通知書
- ・ 重要事項説明
- ・ 業務計画書
 - a 管理技術者の経歴等
 - b 各主任技術者の経歴等
 - c 担当技術者の経歴等
 - d 業務実施体制
 - e 協力者の名称、協力を受ける理由、分担業務分野等（協力者がある場合）
 - f 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由等

【業務期間中】

- ・ 再委託承諾申請書

4. 設計業務完了届の提出

事業者は、設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて設計

業務（委託）完了届を提出するものとする。

5. 基本設計及び実施設計に係る書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に次の書類を提出すること。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知する。

また、提出図書はすべてのデジタルデータ（CAD データも含む。）も提出すること。なお、提出部数は、図面類は A1 版 2 部、縮小版 5 部、その他書類は 5 部とし、体裁等については、別途本市の指示するところによる。

(1) 基本設計

- a 意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）
- b 構造設計資料
- c 設備設計資料
- d 備品リスト・カタログ
- e 外観パース
- f 工事費概算書
- g 設計説明書
- h 各種技術資料
- i 各記録書
- j 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- k 事業提案書との整合性の確認結果報告書
- l その他必要資料

(2) 実施設計

- a 意匠設計図（A1 版・A3 縮小版）
- b 構造設計図（A1 版・A3 縮小版）
- c 設備設計図（A1 版・A3 縮小版）
- d 備品リスト・カタログ
- e 外観・内観パース
- f 工事費積算内訳書（見積書含む）・積算数量調書
- g 設計説明書
- h 構造計算書
- i エネルギー管理計画書
- j ランニングコスト計算書（電気設備）
- k 電気設備設計計算書
- l ランニングコスト計算書（機械設備）

- m 給排水衛生設備設計計算書
- n 空調換気設備設計計算書
- o 昇降機設備設計計算書
- p 打合せ記録録
- q 官公庁協議録
- r 要求水準書との整合性の確認結果報告書
- s 事業提案書との整合性の確認結果報告書
- t 電子媒体(CD-R)
- u その他必要資料

6. 設計業務に係る留意事項

本市は、事業者に設計の検討内容について、必要に応じて隨時聴取することができるものとする。なお、事業者は、作成する設計図書及びそれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはならない。

設計変更について本市は、必要があると認める場合、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業者の提案を逸脱しない範囲内で、本施設の設計変更を要求することができる。その場合、当該変更により事業者に追加的な費用（設計、工事費等）が発生したときは、本市が当該費用を負担するものとする。一方、本事業の費用に減少が生じたときには、本事業の対価の支払額を減額するものとする。

7. 設計意図伝達業務

設計業務を行う者は、本施設等の建設・工事監理を行う者に対し、実施設計に関する意図伝達を行うこと。

合わせて、本施設等の建設後に、本施設等の維持管理・運営を行う事業者に対し、実施設計に関する意図伝達を行うこと。

8. 補助金・交付金申請補助

本市は、以下の補助金・交付金を申請する予定である。事業者は、設計、建設・工事監理業務の実施にあたり、本市が補助金・交付金等を申請するために必要な対応を行うこと。

都市構造再編集中支援事業（国土交通省）

建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業（環境省）

その他対象となる補助金・交付金等

9. プール公認申請

プール公認規則第4条（第6条の事前審査等、必要な手続き全般を含む）に従い、プ

ールの公認について申請を行い、公認を受けること。なお、本市において作成が必要な書類等がある場合には、十分な作成期間を確保し、事前に要請を行うこと。

第3章 建設・工事監理業務

第1節 業務の対象範囲

事業者は、実施設計図書、設計建設工事請負契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設等の建設・工事監理及び解体・撤去を行うこと。

第2節 業務期間

1. 業務期間

建設・工事監理業務の期間は、次の条件を満たすよう事業者が計画することとし、具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき設計建設工事請負契約書に定めるものとする。

(1) 本施設建設工事（第1期工事）

本施設の建設、仮設駐車場の整備等について、令和11年2月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。

(2) 既存体育館解体工事（第2期工事）

既存体育館の解体・撤去及び必要に応じて小樽公園運動場の復旧について、令和12年3月末日までに工事を完了し、引渡しを完了すること。

2. 業務期間の変更

事業者が、不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、工期の延長を必要とし、その旨を申し出た場合は、延長期間を含め本市と事業者が協議して決定するものとする。

第3節 業務の内容

1. 基本的な考え方

- a 設計建設工事請負契約書に定められた本施設等の建設及び既存体育館の解体・撤去のために必要となる業務は、設計建設工事請負契約書において本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施すること。
- b 建設に当たって必要な関係諸官庁との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとする。
- c 本市が実施する本事業の建設及び解体・撤去に先立つ住民合意などに起因する遅延については、本市がその責めを負うものとする。

2. 工事計画策定に当たり留意すべき項目

- a 関連法令を遵守するとともに、関連要綱や各種基準等を参照して適切な工事

- 計画を策定すること。
- b 建築工事の工事監理者を配置すること。
 - c 設計、解体・建設工事の対象範囲内の既設埋設物等について、十分に調査を行うこと（工事中に埋設物等が発覚した場合の対応及び注意事項の詳細については、設計建設工事請負契約書を参照すること）。
 - d 本施設以外の小樽公園内既存施設は供用中のため、工事期間中の施設運営、利用者動線に配慮するとともに駐車場容量を最大限確保する計画とすること。
 - e 仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとする。
 - f 工事用電力、用水等については事業者の負担とする。
 - g 建設工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境等に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
 - h 工事の遂行に当たり必要となる工事説明会、準備調査（周辺家屋影響調査等）などの近隣住民との対応・調整については、本市と協議の上で行うものとする。
 - i 近隣住民等へ工事内容を周知徹底して理解を得、作業時間の了承を得ること。
 - j 近隣住民への説明等は、自治会組織に対して実施し、必要に応じ個別の対応を図ること。
 - k 工事車両動線について、使用する道路及び車両サイズ・重量（初音橋の活荷重はTL-14）・交通量等について設計段階から検討を行い、市の関係部署（建設部用地管理課及び維持課）と事前協議を行うこと。
 - l 工事期間中の公園利用者の安全性の確保や可能な限りの公園機能の維持、わかりやすい利用者動線などに十分留意すること。

3. 着工前業務

(1) 各種申請業務

工事に伴う各種手続きを、事業スケジュールに支障がないように実施すること。必要に応じて、各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

(2) 近隣調査・準備調査等

建設工事の着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、近隣住民の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保すること。

建設工事による近隣住民等への影響を検討し、問題があれば適切な対策を講じること。また、工事完了後についても建設工事による近隣住民等への影響がないか確認すること。

近隣住民等への説明等を実施し、工事工程等についての理解を得ること。

(3) 着工前書類の提出

事業者は、建設工事着工前に、次の書類を本市に提出して、承諾を得ること。

【着工前の提出書類】

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| a | 工事実施体制届 : | 1 部 |
| b | 工事着工届 : | 1 部 |
| c | 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）: | 1 部 |
| d | 承諾願（仮設計画書）: | 1 部 |
| e | 承諾願（工事記録写真撮影計画書）: | 1 部 |
| f | 承諾願（施工計画書（全体及び詳細工程を含む））: | 1 部 |
| g | 承諾願（主要資機材一覧表）: | 1 部 |
| h | 承諾願（実施工程表）: | 1 部 |
| i | 報告書（下請業者一覧表）: | 1 部 |
| j | 上記のすべてのデジタルデータ : | 一式 |

※ただし、承諾願は、建設企業が工事監理者に提出し、その承諾を受けた後、工事監理者が本市に提出するものとする。

4. 建設期間中業務

(1) 建設業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従って建設工事を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。工事施工においては、本市に対し、次の事項に留意すること。

- a 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市の監督職員に毎月報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- b 事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験を行うこと。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本市に連絡すること。
- c 本市は、事業者や建設企業が行う工程会議に立会うことができるとともに、必要に応じて、隨時、工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

(2) 工事監理業務

事業者は、実施設計図書、設計建設工事請負契約書、本要求水準書、入札時の提案書類に基づいて、本施設等の工事監理を行うこと。

ア 工事監理計画書の提出

事業者は、建設工事着工前に、工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して、承諾を得ること。

- a 工事監理体制届： 1部
- b 工事監理者選任届（経歴書を添付）： 1部
- c 工事監理業務着手届： 1部

イ 工事監理業務

- a 工事監理者は、工事監理の状況を本市に定期的に（毎月 1回）報告するほか、本市の要請があったときには随時報告を行うこと。
- b 本市への完成確認報告は、工事監理者が事業者を通じて行うこと。
- c 工事監理業務内容は、「民間（旧四会）連合協定建築設計・監理業務委託契約約款」によることとし、「民間（旧四会）連合協定建築監理業務委託書」に示された業務とする。

（3）既存体育館の解体・撤去業務

既存体育館及び本施設の整備において解体・撤去が必要な既存施設・設備を解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。

- a 既存体育館の概要是、「閲覧資料 1 既存施設図面」のとおりとすること。なお、既存体育館に隣接する小樽朝野球協会の倉庫は本事業に先行して同協会が撤去する。
- b 着手の前に解体工事計画書を作成し、本市の承諾を受けること。
- c 周辺の工作物等に影響を及ぼさないような対策を行うこと。また、騒音、振動、排気ガス等の低減を図る等周辺環境保全に努めること。
- d 解体・撤去の対象施設の基礎は、杭を含めてすべて解体・撤去すること。
- e 解体対象施設にある残置物（什器・備品のうち、建築物に固着されていないものや残置オイル等）は、事業者による解体・撤去工事の着手までに、本市が別途、処理を行うものとする。
- f 工事着手前にアスベストの事前調査を行うこと。調査費用は市で負担する。なお、吹付け材（レベル1）は除去済みであり、その他の建材については、分析調査を実施済みである（一部未実施か所あり）「閲覧資料 2 既存施設アスベスト調査報告書」参照。なお、アスベスト含有調査結果は、労働基準監督署及び本市へ報告すること。
- g 解体工事に伴う有害物質に関しては、関係法令を遵守するとともに、作業の安全性を確保の上、適切な処置を行うこと。

- h 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成12年法律第104号）による特定建設資材については、再資源化に努めること。
- i 廃棄物等の処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき処理すること。
- j 解体に当たっては、粉塵等を周辺に飛散させないよう対策を行うこと。
- k 解体・撤去業務は、原則として令和12年3月末日までに完了し、引渡しを完了すること。

(4) 近隣対応・対策業務（周辺家屋影響調査を含む。）

事業者は、近隣住民等に対して、次の事項に留意して工事を実施すること。

- a 工事中における近隣住民及び利用者等への安全対策については万全を期すこと。
- b 事業者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞その他工事により近隣住民が受ける生活環境への影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとする。
- c 施工方法、工程計画は近隣及び工事に際し影響がある関係機関等に対し事前に周知するものとする。
- d 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- e 事業者は、近隣への対応について、事前及び事後にその内容及び結果を本市に報告するものとする。

本業務に係る企画、広報等の実施については事業者の提案をもとに本市と協議の上で決定するものとし、これに係る費用については、すべて事業者の負担とする。

(5) 電波障害対策業務

- a 工事に伴って周辺家屋等に電波障害が発生するおそれがある場合は、事前に調査を行い、必要な時期に適切にその対策工事を実施すること。
- b 工事中の電波障害に対処するために中間検査を実施するとともに、本施設等完成後は、事後調査を実施した上で、必要な対策を講じること。
- c 事業期間内において確認された、本事業の影響による電波障害に対しても誠実に対応し、適切な対策を行うものとする。

(6) その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではない。

事業者は、工事期間中に、次の書類を、工事の進捗状況に応じて、遅滞なく本市に提出すること。

【施工中の提出書類】

a	工事工程表 :	1部
b	工事進捗状況報告書 :	1部
c	工事監理報告書 :	1部
d	承諾願（機器承諾願）:	1部
e	承諾願（残土処分計画書）:	1部
f	承諾願（産業廃棄物処分計画書）:	1部
g	承諾願（再資源利用（促進）計画書）:	1部
h	承諾願（主要工事施工計画書）:	1部
i	承諾願（生コン配合計画書）:	1部
j	承諾願（VOC 室内濃度測定計画書）:	1部
k	報告書（六価クロム溶出試験報告書）:	1部
l	報告書（各種試験結果報告書）:	1部
m	報告書（各種出荷証明）:	1部
n	報告書（マニフェスト E 票）:	1部
o	建設退職金共済掛金収納書又は未購入等理由届出書 :	1部
p	各種保険の写し :	1部
q	産業廃棄物処理に関する届 :	1部
r	下請負届 :	1部
s	施工計画書、要領書 :	1部
t	機器納入仕様書（納入仕様書目録含む）:	1部
u	施工図 :	1部
v	冷媒ガス（特定、指定フロン）に関する届 :	1部
w	その他必要書類 :	1部
x	上記のすべてのデジタルデータ :	一式

※ 承諾願については、建設企業が工事監理者に提出してその承諾を受けた後、工事監理者が本市に提出・報告するものとする。

5. 完成時業務

(1) 自主完成検査及び完成確認

自主完成検査及び完成確認は、次の「ア 事業者による自主完成検査」及び「イ 本市の完成確認」の規定に則して実施する。また、事業者は、本市による完成確認後に、「ウ 完成図書の提出」に則して必要な書類を本市に提出する。

ア 事業者による自主完成検査

- a 事業者は、事業者の責任及び費用において、自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転等を実施すること。
- b 自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面で通知すること。
- c 事業者は、本市に対して、自主完成検査及び設備機器、器具等の試運転の結果を、建築基準法第18条第18項に定める検査済証その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告すること。

イ 本市の完成確認

本市は、事業者による自主完成検査終了後に、小樽市建設工事検査実施要領（資料11参照）に準じた完成確認、出来形確認等の検査を実施する。完成確認は工事が完了した際に行うものとする。

- a 本市は、本市の財政部に属する職員又は市長が特に必要と認めた場合は別に指名した者を検査員とし、事業者、建設企業及び工事監理者の立会いの下で、完成確認を実施するものとする。
- b 完成確認は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとする。
- c 本工事の技術確認については、検査員が行い、その合否を判定する。
- d 事業者は、設備機器、器具等の取扱いに関する本市への説明を、前項の試運転とは別に実施すること。なお、各施設等の使用方法について操作・運用マニュアルを作成し、本市に提出し、その説明を行うこと。
- e 事業者は、本市の行う完成確認の結果、是正・改善を求められた場合、速やかにその内容について是正し、再確認を受けること。なお、再確認の手続きは完成確認の手続きと同様とする。
- f 事業者は、本市による完成確認後、是正・改善事項がない場合には、本市から完成確認の通知を受けるものとする。

ウ 完成図書の提出

事業者は、本市による完成確認の通知に必要な完成図書を提出すること。また、これら図書の保管場所を本施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途本市の指示するところによる。

【完成時の提出書類】

- | | | |
|---|---|--------------------|
| a | 工事完成届 : | 2 部 |
| b | 工事記録写真（「工事写真の撮り方（建築編）」（社）公共建築
協会編改定第3版）により作成）: | 2 部 |
| c | 完成図（建築 ※外構を含む）: | 一式（上製本A4版2部） |
| d | 完成図（電気設備）: | 一式（上製本A4版2部） |
| e | 完成図（機械設備）: | 一式（上製本A4版2部） |
| f | 完成図（昇降機 ※昇降機設備を設置する場合）: | 一式（上製本A4版2部） |
| g | 完成図（道路等の平面図、給水・排水・電気に係る系統図等）: | 一式（製本図 2 部） |
| h | 施工図、製作図 : | 一式（製本図 2 部） |
| i | 各種保証書（防水保証10年、植栽枯れ保証1年）: | 2 部 |
| j | 試験成績表 : | 2 部 |
| k | 各種保守点検指導書 : | 2 部 |
| l | 保全に関する説明書 : | 2 部 |
| m | 完成調書（取扱説明書、完成引渡書類、鍵及び工具引渡書、
官公署等の許可書類一覧表、保証書を含む）: | 2 部 |
| n | 完成写真（専門家の撮影によるものとし、アルバム2部及び電子データ2部
提出すること。完成写真の一切の著作権は本市に帰属する。）: | 一式（アルバム2部、電子データ2部） |
| o | 出来形数量対比表 : | 2 部 |
| p | 納品伝票 : | 2 部 |
| q | 建設業退職共済証紙添付状況 : | 2 部 |
| r | フロン回収行程管理表 : | 2 部 |
| s | マニフェストE票の写し : | 2 部 |
| t | 安全・品質関連書類 : | 2 部 |
| u | PCB使用機器据付調査書 : | 2 部 |
| v | 工事監理報告書 : | 2 部 |
| w | 完成検査報告書（事業者によるもの）: | 2 部 |
| x | 室内濃度測定報告書 : | 2 部 |
| y | 法令等に基づく検査済証、届出書等 : | 2 部 |

- z　要求水準書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書： 3部
- aa その他必要書類： 2部
- bb 上記のすべてのデジタルデータ： 一式